

令和6年度第8回高田区地域協議会 次 第

(会 議) 日時：令和6年12月16日(月)午後6時30分～
会場：高田城址公園オーレンプラザ 研修室・会議室

1 開会

2 自主的な審議

(1)旧本町ふれあい館の譲渡に係る報告を受けて

(2)LED防犯灯の設置補修を公費で行うことについて

(3)自主的な審議のテーマについて

- ・雁木の保存
- ・中高生の居場所づくり

3 事務連絡

4 閉会

【次回協議会 1月20日(月)午後6時30分～：高田城址公園オーレンプラザ】

【次々回協議会 2月17日(月)午後6時30分～：高田城址公園オーレンプラザ】

雁木の保存に向けた市の取組

※R6. 11 事務局調べ

1 雁木整備事業補助金(文化振興課)

雁木をいかしたまちづくりを実現するため、雁木の保存を行う人及び団体に対し、雁木の整備に係る経費の一部を補助する。

- 補助対象者 雁木の保存・活用地域として指定を受けており、かつ、雁木の保存・活用に関する地域の任意協定*を定めている地域に住所を有する人または事務所を有する法人その他の団体（任意協定に同意されている方）

※雁木が連続する街区を最小単位として住民の同意により締結。市が定めたガイドラインを基本として住民自らが雁木保全の目標を決める。これにより市は「雁木の保存・活用地域」に指定する。指定地域は別紙一覧のとおり。

- 補助対象事業 雁木部分の修繕、新築及び雁木下部分の段差解消工事
○補助率及び補助限度額 補助率：2分の1（上限 65 万円）

2 越後高田町家三昧（文化振興課）

江戸時代の城下町の都市構造を受け継ぎ、今なお日常生活で利用されている町家や雁木を活かしたまちの活性化を図るため、個性豊かな町家や雪国の伝統的な建築物の内部をガイドが案内する。観桜会や観蓮会の時期にあわせて開催し、まちなか散策の参考としていただく。

- 公開町家の例 旧今井染物屋、町家交流館高田小町
※民間所有の建物は市 HP で紹介するのみ

※上越市通年観光計画では、高田地域において街並み保全に資する既存支援制度の拡充を検討予定

参考 雁木の保存に資するその他の事業

まちなか居住推進事業補助金(雁木通りの街なみ形成支援)(都市整備課)

愛着や誇りを持てるまちを目指し、地域住民自らが歴史的な街なみの保存及び継承を図り、良好で魅力的な街なみを形成するため、修景事業に要する費用の一部を補助する。

- 補助対象区域 次のいずれにも該当する区域

- ア まちなか居住推進地区
イ 上越市景観条例に基づく景観づくり重点区域（南本町3、大町5も指定に向け準備中）
ウ 上越市雁木整備事業補助金交付要綱により雁木の保存・活用地域として指定された区域

- 補助対象事業 補助対象区域内の住宅等で行う次の事業
①雁木及び雁木下の歩行面の整備費、修景費、除却費（建替え）
②道路に面する外観の住宅等修景費、建築設備等修景費
③屋根の住宅等修景費
- 補助率及び補助限度額 ・修景事業に要する経費の 5/6 ※上限なし
・①の雁木及び雁木下の歩行面の整備費、修景費の補助上限額は 30 万円/m

雁木下部分の土地等における固定資産税の課税免除(税務課)

雁木をいかしたまちづくりを実現するため、雁木を保存し、活用すべき地域として指定されている地域において雁木下の固定資産税の課税を免除する。

○対象地域 上越市雁木整備事業補助金における任意協定を定めている地域

○対象土地 雁木部分の土地

雁木の設置されていない土地のうち、雁木下部分の土地と一体となっている土地

○課税免除対象者 雁木の保存・活用に関する地域の任意協定を定めている地域に雁木の敷地を有する人（法人を含む）

■ 雁木の保存・活用指定地域
延長等は申請時

R5.11.30現在

No.	地域指定日	指定延長 (m)	任意協定の名称	地域の名称
1	16.12.27	1,048	仲町雁木・保存活用に関する任意協定	上越市仲町3丁目及び仲町2丁目、仲町4丁目の一部地内
2	16.12.27	203	仲町雁木・保存活用に関する任意協定	上越市仲町5丁目 地内
3	16.12.27	600	仲町雁木・保存活用に関する任意協定	上越市仲町4丁目及び仲町5丁目の一部地内
4	16.12.28	190	仲町雁木・保存活用に関する任意協定	上越市仲町2丁目 地内
5	16.12.28	650	仲町雁木・保存活用に関する任意協定	上越市仲町6丁目及び北本町1丁目の一部 地内
6	17.3.31	1,131	南本町3丁目・横春日雁木保存、 活用に関する任意協定	上越市南本町3丁目 地内
7	17.7.7	95	こなゆきの会任意協定	上越市本町7丁目の一部及び東本町1丁目の一部 地内、 指定戸数変更(13→16、R4.3.4)
8	17.8.22	217	わたゆきの会任意協定	上越市本町7丁目の一部及び東本町1丁目の一部 地内、 R4.2.4、指定戸数変更(12→7、R4.3.4)
9	17.7.26	68	ぼたんゆきの会任意協定	上越市東本町1丁目の一部 地内
10	17.8.15	232	ささめゆきの会任意協定	上越市本町7丁目の一部 地内
11	17.12.15	148	下小町の会任意協定	上越市本町6丁目の一部 地内
12	18.4.6	68	ざらめゆきの会任意協定	上越市東本町1丁目の一部 地内
13	18.4.27	1,736	北本町雁木・保存活用に関する任意協定	上越市北本町1丁目、2丁目及び3丁目 地内
14	18.6.12	910	東本町3丁目、中屋敷雁木・保存活用 に関する任意協定	上越市東本町3丁目 地内
15	18.10.27	240	仲町雁木・保存活用に関する任意協定	上越市仲町2丁目地内の一部
16	19.11.8	680	堅春日雁木・保存活用に関する任意協定	上越市本町1丁目及び本町2丁目の一部 地内
17	20.6.4	146	下小町57会任意協定	上越市本町6丁目の一部 地内
18	20.12.10	827	東本町・長門町雁木・保存活用に関する任意協 定	上越市東本町1丁目及び東本町2丁目の一部 地内
19	21.10.9	84	おおえのき4会任意協定	上越市大町5丁目の一部 地内
20	22.7.1	67	おおえのき6会任意協定	上越市大町5丁目の一部 地内
22	22.8.26	56.8	おおえのき5会任意協定	上越市大町5丁目の一部 地内
21	22.8.26	211.8	おおえのき2会任意協定	上越市大町5丁目の一部 地内
23	22.8.26	180.8	おおえのき1会任意協定	上越市大町5丁目の一部 地内
24	22.8.26	144.7	おおえのき3会任意協定	上越市大町5丁目の一部 地内
25	25.5.22	609	南本町1丁目雁木・保存活用に関する任意協定	上越市南本町1丁目 地内
26	4.11.25	231	戸野目雁木・保存活用に関する任意協定	上越市大字戸野目 地内
		10,774.1		

(参考)市内の雁木通りの総延長:約15.3km、36町内会(うちアーケード2.5km 4町内)

雁木があって未指定地域がある町内には、広報8月号に合わせた町内会長宛て文書で指定の相談を随時受付けている旨をご案内済みです

2024年12月16日

**自主審議事項：「LED 防犯灯の設置・補修を公費で行うこと」に関し
今後、更に検討を必要とする事項**

文責：澁市 徹

自主審議事項として検討する場合には、次の点を掘り下げて話し合う必要がある
と考える。

1. 防犯灯は、地域住民の安全を守るものであり、公共財としての性格を有しており、その設置・取替は、本来、公費で行われるべきという点。
2. 防犯灯のLED化によって、市が負担している電気料金は以前の数分の一になったと言われているが、具体的な数値は不明である点。※注意
3. LED防犯灯の耐用年数は約10年余りと言われており、平成27年度に市の補助事業でLED灯へ転換されたものは、取替が必要となって来るという点。
4. LED防犯灯の設置・取替の費用は町内会会計の大きな負担となると予想されるという点。
5. 上越市の防犯灯促進補助事業は平成27(2015)年度から令和4年度まで8年間実施されたが、現在はないという点。

※ 注意

平成26年7月11日付中郷区地域協議会意見書「防犯灯のLED化推進のための補助金制度創設」に対する市の同年8月8日付の回答では、「現在、市内には町内会設置・管理と市設置・管理の防犯灯は合わせて29,233灯(LED灯1,566と蛍光灯27,667)あり、市がこれらの防犯灯に係る電気料金の年間約1億1200万円を負担している。」としている。(市の回答文のコピーは、次ページの資料No.1-2を参照。)

上防危第 30035号
平成26年 8月8日

中郷区地域協議会
会長 岡田 豊 様

上越市長 村山 秀幸
(防災危機管理課)



中郷区地域協議会からの意見について (回答)

平成26年7月11日付けの「防犯灯のLED化推進のための補助金制度創設」に関する意見について、下記のとおり回答します。

記

貴重なご意見をいただきありがとうございます。

上越市内の防犯灯の設置及び維持管理は、集落内については町内会が、集落間通学路については市が行い、電気料金は全額を市が負担していることはご意見にあるとおりです。

現在、市内には29,233灯の防犯灯があり、このうち町内会設置・管理分が21,504灯 (LED灯843灯、蛍光灯20,661灯)、市設置・管理分が7,729灯 (LED灯723灯、蛍光灯7,006灯) となっています。この29,233灯に係る電気料金は、年間約1億1,200万円となっています。

ご意見にあるように防犯灯のLED化は、維持管理費や電気料金の削減が図れるほか、環境負荷の軽減にもつながることから、今後防犯灯のLED化を推進して行く必要があると考えています。

これまで町内会が行う防犯灯の設置や更新には、LED灯の設置をお願いしてきましたが、市内防犯灯の約7割を占める町内会設置・管理防犯灯のLED化を推進するため、来年度予算編成に向けて電気料金負担のあり方や、補助制度の創設などを検討してまいりたいと考えています。

上越市における防犯灯の設置状況、市が負担する年間電力料金、防犯灯LED化促進補助金の交付状況

	防犯灯の数(灯)			電気料金 (千円/年)	LED化促進 促進補助金 *1 (千円)
	LED灯	蛍光灯	計		
平成25(2013)年度 *2					
町内会が設置・管理	843	20,661	21,504		—
上越市が設置・管理	723	7,006	7,729		—
計	1,566	27,667	29,233	112,000	—
平成26(2014)年度					
町内会が設置・管理					—
上越市が設置・管理					—
計					—
平成27(2015)年度					
町内会が設置・管理					
上越市が設置・管理					
計					
平成28(2016)年度					
町内会が設置・管理					
上越市が設置・管理					
計					
平成29(2017)年度					
町内会が設置・管理					
上越市が設置・管理					
計					
平成30(2018)年度					
町内会が設置・管理					
上越市が設置・管理					
計					
令和元(2019)年度					
町内会が設置・管理					
上越市が設置・管理					
計					
令和2(2020)年度					
町内会が設置・管理					
上越市が設置・管理					
計					
令和3(2021)年度					
町内会が設置・管理					
上越市が設置・管理					
計					
令和4(2022)年度					
町内会が設置・管理					
上越市が設置・管理					
計					
令和5(2023)年度 *3					
町内会が設置・管理	21,057		23,359		—
上越市が設置・管理					—
計					—

注意

* 1 : 上越市の防犯LED化促進補助金事業は、平成27(2015)年度から令和4(2022)年度までの8年間実施された。

* 2 : 市の平成26年8月8日付の文書で、「現在、市内には…」としている数値は、平成25年度のものとした。

* 3 : 令和5年度のものとして示しているものは、令和6年11月15日に市民安全課から提供されらものである。

2024年12月16日

「中高生のための居場所作り」についての話し合いのための資料¹

文責 澁市 徹

1. 自由討論から得られた課題

- ① 高田では、中高生が自学自習できる施設が少ない。
- ② 高田では、中高生のための学校の垣根を超えた交流の場所がない。

2. 課題をとりまく状況

＜自学自習のための場＞

- ① 生徒たちが自学自習のために利用している市の施設（オーレンプラザとミュゼ雪小町²）は、自学自習用に作られた施設ではないために、収容人数や学習環境などに問題がある。
- ② 経済的な理由などから、自主学习や話し合うための場所を見つけられない生徒たちがいる可能性がある。
- ③ 放課後に自習室を開放している学校もあるが、利用時間が限られており、生徒たちの要望を満たしていない。
- ④ 高田図書館には専用学習室はなく（直江津図書館にはある）、会議室が空いている時に学習室として使用できるが、会議優先のため、予約は不可能である。

＜学校と家の間の生徒の交流の場＞

- ⑤ 中高生が欲している、学校と家の間にあり、自由に交流ができる居場所がないのが現状である。

＜高田にある利用可能施設＞

- ⑥ 高田城址公園から高田駅までの徒歩圏内には、上越市が所有・管理する会議室などで、「学習施設」や「交流施設」として利用可能な場所が数か所ある（雁木通りプラザ、オーレンプラザ、ミュゼ雪小町など）。
- ⑦ 町がアンケート調査を行い、子どもたちの声を把握して、町役場の会議室や打ち合わせスペースを開放する自治体もあるが（裏面の11月20日付「NHK総合の列島ニュース 福岡県広川町」を参照）、高田ではそのような話はない。

＜優先的に手掛けることは＞

- ⑧ 現在、明らかに、「自学自習のための施設」が足りないように見えるため、これを充足することを優先とすべきと考える。

3. 達成しようとする目標

- ◆ 若者のニーズを把握し、それに応じて、必要な施設を提供し、彼らの高田についての理解を深め、高田に魅力を感じてもらい、高田に誇りを持つことができるようにする。

¹ 町委員、柴田委員、下村委員および筆者の話し合いを基に作成した。

² これらの施設を非公式に利用していると思われる。